

件名	第四回鎌倉市児童福祉審議会 議事録
日時	平成 26 年 11 月 18 日 (火) 10 時 00 分開会 11 時 30 分閉会
場所	鎌倉市役所本庁舎 第二委員会室
出席委員	大塚委員、小泉委員、富田委員、松原委員
欠席委員	山田委員
事務局出席者	(こどもみらい部) 進藤部長、福谷次長兼保育課長、平井次長兼こども相談課長 (発達支援室) 安田室長 (保育課) 寺山課長補佐、福長担当係長 (こどもみらい課) 廣川課長、正木担当係長、萩原職員、福士職員
傍聴者	無し
議事次第	1 鎌倉市児童福祉審議会答申書 (案) 2 認可保育所設置主体 3 (報告) 統合新園の進捗状況 4 次回スケジュールの確認

松原委員長	:	定刻になりましたので、第四回鎌倉市児童福祉審議会を開催させていただきます。お忙しい中、お集まりいただき有難う御座います。今日は全委員 5 名中、4 名の出席をいただいております。鎌倉市児童福祉審議会条例第 7 条 2 項に定められる定数を満たしています。今日は傍聴者の方はいません。まず資料の確認からお願いします。
正木係長	:	審議事項の 1 番目、鎌倉市児童福祉審議会答申書 (案) に関して資料 1 を、審議事項の 2 番目、認可保育所設置主体に関して資料 2 から資料 5 を、報告事項の統合新園の進捗状況に関して資料 6 をお配りしています。本日は、前回の審議をもとにして、鎌倉市立保育園民営化計画の変更と拠点園のあり方について、答申書の素案を事務局で準備させていただきました。本日は、その内容に対して委員の皆様からご意見をいただきたいと思っています。また、市長からの諮問事項ではありませんが、認可保育所の設置主体について、ご意見をいただきたいと思っています。最後に報告事項として、統合新園の進捗状況などについて報告します。
松原委員長	:	それでは、次第 1 として、鎌倉市児童福祉審議会答申書について、事務局から説明をお願いします。
正木係長	:	お手元にあります、鎌倉市児童福祉審議会答申書 (案) をご覧下さい。まず、答申書の構成から説明をさせていただきます。 表紙をめくって 2 枚目の目次を御覧下さい。1 番のはじめに続きまして、2 番の公立保育園の状況で保育園の設置・入所の状況と保育サービスの実施状況について説明をしています。3 番の公立保育園における現状の課題では、防災、施設老朽化、保育所入所待機児童の 3 点から公立保育園の課題を説明しています。4 番の鎌

倉市立保育園民営化計画では、背景と目的、進捗状況、統合保育園の建設と材木座保育園の民営化について説明をしています。以上、2から4については、審議会の中で、事務局から報告をさせていただいたものです。それを踏まえて5番の審議会の結論、6番の終わりにとして、皆様のご意見をまとめるという構成となっています。

それでは、具体的な内容について説明します。1番目のはじめにです。今回、児童福祉審議会に答申をさせていただいた経過や、審議内容について記載をしています。従来から、鎌倉市立保育園に関する事項については、児童福祉審議会で審議していますが、平成27年4月から始まる子ども・子育て支援新制度に向けて、子ども・子育て会議も開催されています。どうしても民営化計画や拠点園のあり方を議論する上では、保育の量や質の確保策など、内容が重複してくる部分もありましたが、今回は、できるかぎり重複がないように議論をしたことについて記載をしました。また、由比ガ浜三丁目の市有地を見学いただき、統合新園についてもご意見を頂戴したことについても記載しました。

次に2番目の公立保育園の現状についてです。(1)では、公立保育園の設置数および入所状況を、(2)では、保育サービスの実施状況について記載しました。鎌倉市では、近年の保育需要の増加に対応するため、民間保育所を中心とした施設整備を進めていること、公立保育園では、障害のある児童に対する保育の充実や家庭的保育との連携など、民間保育所では採算の面から取り組みが難しい事業を担ってきたいという考え方を示しました。3ページ目に進み、表3が、具体的に障害児加配、障害児補助金を交付している児童数になります。

次に、3番目の公立保育園の現状の課題についてです。まず(1)防災として、津波について記載をしました。材木座保育園と稲瀬川保育園が5メートル以上8メートル未満の浸水予測区域に入っていることや、比較的短時間で津波が到来する見込みであることが民営化計画の変更を検討することになったきっかけとなりますので、そのことを記載しました。(2)が施設面の課題になります。表4をご覧くださいと分かりますが、古い園舎では、築後45年が経過するなど老朽化が進んでおり、更新も踏まえて検討するべき時期にきていることを記載しました。(3)が保育所入所待機児童についてです。鎌倉市全体としての問題になりますが、表5のとおり、平成26年度当初では55名の待機児童がいること、また、表6のとおり、子ども・子育て支援新制度に向けて実施したニーズ調査においても引き続き高い水準での保育ニーズが見込まれている現状について記載をしました。なお、表6については、子ども・子育て会議で利用したものを資料として第3回の審議会でお配り

	<p>しましたが、その後、同会議での審議を経て、審議会の中でお配りした資料とは地域ごとの内訳が変わっていることをご了承下さい。</p> <p>次に4番目の鎌倉市立保育園民営化計画についてです。まず、様々な保育・子育てニーズへの対応や保育の質の向上に、公と民で協働して取り組んでいくために、民営化計画を策定したということを(1)背景・目的として記載しました。また、各行政地域に1園ずつの公立保育園を残し、その園を拠点園として位置付け、拠点園として位置付けられなかった3園の設置・運営を民間に移管するという鎌倉市の考え方を記載しました。(2)進捗状況です。平成20年の山崎保育園、平成24年の寺分保育園の民営化実績および、計画に従えば、次は材木座保育園を民営化する予定であることを記載しました。(3)統合保育園の建設です。鎌倉市の実施事業として、子育て支援センターおよび障害児放課後余暇支援施設を併設する統合新園の建設を決定したことを記載しました。また、材木座保育園の民営化については、立地などへの懸念から、計画どおりに当該地で民営化を進めるかどうかは課題となっているという現状を記載しました。ここまでが、審議会での報告事項となります。</p>
<p>廣川課長</p>	<p>： 続いて、5の審議会の結論として、皆様のご意見をまとめています。</p> <p>最初に、諮問事項の一つ目となる(1)鎌倉市立保育園民営化計画の変更についてです。事務局からは、民営化対象である材木座保育園の立地などを踏まえて、民営化計画を変更、つまり材木座保育園の民営化を中止するという考え方を示し、また、由比ガ浜三丁目に建設する統合新園を鎌倉地域における拠点園とし、材木座保育園と稲瀬川保育園の全園児を移転させるという考えを示した上で、審議を行いました。委員の皆様からは、鎌倉市の子育て世代が津波の影響をとっても心配しているという実態についてご指摘がありました。また、材木座保育園を見学し、海岸にとっても近い環境であること、避難を予定している高台まで距離があることを確認し、ご意見をいただきました。それらを踏まえ、アの安全な環境での保育では、材木座保育園を現在の場所で民営化は中止するべきという結論としています。</p> <p>次に、建設費や開設後の運営費に国県からの補助金が受けられない統合新園で、材木座保育園と稲瀬川保育園の全園児を受け入れることについて、財政面の影響を懸念するご意見がありました。安全な保育環境の確保が最優先との認識は一致していますが、ご意見を踏まえ、イの財政面への配慮として、より一層の効率化に向けての努力を求めるという結論としました。</p> <p>次に、統合新園の建設についての留意点として、事業に従事する皆様を中心に、保育所が建設されることによる周辺道路への影響や、移転により通園が不便となる家庭に対する配慮の必要性についてご意見がありました。また、統合新園が複合施</p>

設となることへの配慮、具体的には、保育園児が不利益とならないように独立した保育スペースをしっかりと確保することや、それぞれの施設の職員による十分な連携の必要性についてのご指摘があり、これらが担保される仕組み作りをしっかりと行うべきだということを結論としました。以上が民営化計画の変更に関する審議についてです。

続いて、審議事項の二つ目である拠点園のあり方についてです。事務局からは、保育サービスの中心は民間保育所が担っていくという考え方、拠点園では、障害児保育の充実や、家庭的保育の支援など、民間保育所では採算の面から取り組みが難しい事業を積極的に実施していくこと、また、子育て支援センターや子育てサークルとの連携を可能とする施設整備を進めていくという考え方をお示ししました。委員の皆様からは、拠点園ではより多様な保育ニーズに対応すべき、特に民間も含めて鎌倉市では実施していない事業を検討すべきというご意見がありました。また、公立保育園という性質上、各園が横並びとなりがちですが、必ずしも全園で全て同じ保育を行うのではなく、先駆的な役割を持った園で事業を行ってはどうかというご意見がありました。それらをアの保育内容の結論としました。

次に、鎌倉市内の保育所における保育の質の確保、特に、認可保育所かどうかを問わずに、鎌倉市で提供される保育サービスの質は同一であるべきだというご指摘がありました。また、保育士が研修を受ける時間を確保する難しさについてもご指摘がありました。その解決策として、拠点園における研修の場の提供および研修時の代替保育士の派遣というご意見が出され、これらを新たな役割として期待するというイの拠点園の新たな役割の結論としました。

次に、地域との繋がりについては、各拠点園と地域の繋がりを更に深めるべきであるというご意見をいただきました。また、保育園で培ってきたノウハウを地域の子育て支援活動に還元するような活動を行うべきというご意見をいただきました。ウの地域とのつながりにおいては、そういった活動をより積極的に進めるべきであるという結論としました。以上が、審議会の結論になります。

最後になりますが、6の終わりに、ということで、今後の展望について書いています。審議を踏まえると、材木座保育園の民営化を中止し、統合新園の完成を進めることが最善であると考えますが、結論の中にもあったとおり、鎌倉市の財政状況を考慮しなくてはなりません。また、各拠点園を同一に位置付けるのではなく、先駆的な役割を持たせることもできるのではないかとご意見がありました。深沢地域、鎌倉地域、玉縄地域では、拠点園が複合施設として整備されるという事実もあります。今後、拠点園の新たな役割を検討するにあたっては、各行政地域に1

	<p>つの拠点園があるという考え方に捉われずに、そのあり方を検討する必要があると 考えます。その為、終わりにでは、統合保育園の完成後には、深沢地域、鎌倉地域 および玉縄地域で整備される複合施設の活用を視野に、民間保育園の状況、児童数 の推移および鎌倉市の財政状況などを踏まえ、拠点園の役割や公立保育園のあり方 などを、各行政地域にそれぞれの拠点園があるという考え方に捉われずに再検討す る必要があると考えます、としました。以上で、答申書の素案の説明を終了します。</p>
松原委員長	<p>： 有難う御座いました。今日は審議会の結論のところを中心にご意見をいただきた いと思います。四回目ということで答申の原案を示していただきました。文言の修 正などがあれば、ここでご指摘をいただいて、大きな変更では無く、てにをは程度 の軽微な修正であれば、私に一任をいただき、次回の審議会では市長へ答申をする というスケジュール感で進めたいと思います。ご意見があればお願いいたします。</p>
富田委員	<p>： 先日見せていただいた予定地周辺に集合住宅などがありました。地域との調整 の状況はいかがでしょうか。</p>
松原委員長	<p>： 後ほど、進捗状況の報告もありますが、この場でご説明いただけることがあれば お願いします。</p>
正木係長	<p>： 説明会は実施していませんが、当該地が属している町内会および近隣の町内会の 会長には説明をして一定の理解が得られているところです。後ほど、報告事項の中 でご説明しますが、来月には既存の建物の解体事業者が決定する予定です。町内会 長とお話をしている限りでは、解体については町内回覧で周知をし、実際の新築工 事の際には、説明会などを開催して欲しいという要望をいただいています。</p>
富田委員	<p>： 隣接地は何もしないのですか。</p>
廣川課長	<p>： 隣接地については、解体工事を行うにあたって、事前の家屋調査を行います。そ の関係もありますので、隣接地の方々については、直接、お伺いをして説明をして います。その中では、解体工事をするということと、活用方法として、保育園を建 設するというお話をしています。</p>
松原委員長	<p>： 隣にある空き地はどうなりますか。</p>
廣川課長	<p>： 旧今井邸と呼んでいる木造の家屋があります。今回、そちらについても一緒に解 体を行うことにしました。防犯上の問題や建物の老朽化が進んでいることもあり、 あわせて解体の方が財政的にも有利であると考えています。</p>
松原委員長	<p>： 利用計画は決まっていますか。</p>
廣川課長	<p>： まだ利用計画は決まっていません。統合新園を建設する際に、工事のヤードとし ても使えるのではないかと検討はしています。</p>
松原委員長	<p>： いただいたご意見は答申書の中に盛り込んであるようですが、その他にはいかが</p>

	：	でしょうか。
小泉委員	：	6 ページの最初にある、児童などの安全が最優先という表現に間違いはないと思うのですが、私たちの考え方としては、一人一人の子どもの健やかな育ちが最優先で、その為には安全で安心な環境が必要であるという流れになります。印象の問題なのですが、安全が最優先というと物理的な印象を受けてしまいます。
松原委員長	：	大切なことですね。一人一人の子どもの育ちと安全が最優先となりますが、という表現ではどうでしょうか。ここは財政面の話としていますが、効率的な運営をすることも、しっかりと配慮が必要ということですね。事務局はこのような修正でいかがでしょうか。
廣川課長	：	分かりました。
松原委員長	：	他には宜しいでしょうか。答申書はこれで確定とさせていただきます。 続いて諮問事項にはありませんが、認可保育所設置主体が審議事項とされています。諮問事項には無いため、今日ご議論いただいた結果次第ですが、扱いとしては報告という形になると思います。統合新園については公立で運営するというを確認しましたが、それとは別に保育園全体の設置主体に関する事項となりますので、事務局から説明いただいた上で、皆様からご意見を頂戴したいと思います。宜しくお願いいたします。
寺山補佐	：	それでは審議事項 2 の認可保育所の設置主体についてです。 現在、鎌倉市内の認定保育所の事業者が、NPO の法人格を取得した上で、認可保育所への移行を計画しています。市長からの諮問事項ではありませんが、この件に関連し、認可保育所の設置主体について、皆様からご意見をいただきたいと思い、議事に追加させていただきました。委員長から説明がありましたとおり、市長からの諮問事項ではないため、先程、ご確認いただきました答申書には記載されないことをご了承下さい。 児童福祉法上、保育所の設置主体に制限はありませんが、平成 12 年 3 月以前は、国の通知で社会福祉法人および市町村に限定されていました。その後、平成 12 年 3 月に、あらためて国から通知が出され、社会福祉法人以外の者による設置認可申請についても明文化され、株式会社などの参入が可能となっています。その通知が資料 2 としてお配りした、保育所の設置認可等について、となります。この中では、2 ページ目にある、二 認可申請に係る審査等（三）社会福祉法人以外の者による設置認可申請、として、社会福祉法人以外の者による設置認可申請があった際の審査の基準などが書かれています。鎌倉市では、平成 12 年 8 月から平成 14 年 8 月にかけて開催した児童福祉審議会で、鎌倉市立保育園民営化計画について議論を行

い、その中で、運営主体・設置主体の移行先は、社会福祉法人に限るという結論が出されました。そのため、国からの通知により保育所の設置主体に制限はなくなりましたが、本市では、この結論に準じ、社会福祉法人が設置主体となる保育所を中心として、新規設置を進めてきました。来年度から施行される新制度では、保育需要が充足されていない場合には、設置主体を問わず、審査基準に適合している者から保育所の設置に係る申請があれば、それを認可することが定められます。また、資料3のとおり、昨年の5月に国からの通知では、新制度施行前の現時点においても、新制度施行後を見据え、積極的かつ公平・公正な認可制度の運用をしていただくようお願いする、とされるなど、現行制度下においても、多様な設置主体を認めるよう働きかけがなされています。資料4をご覧ください。厚生労働省が公表している保育所の設置主体数をみると、平成24年10月1日時点の数字で、全体数が23,740、市区町村が9,811と全体の41.3%、社会福祉法人が12,273と全体の51.7%、その他が1,653と全体の7.0%となっています。続いて、資料5をご覧ください。出所が異なるため、内訳が資料4と一致せずには申し訳ないのですが、平成26年4月時点の神奈川県内の状況を見ると、全体数が1,309、市区町村が295と全体の22.5%、社会福祉法人が634と全体の48.4%、その他の法人が380と全体の29.1%となっています。その他の法人の内訳をみると、財団法人15、宗教法人13、学校法人33、会社279、NPO29、個人11と、会社による保育所の数が社会福祉法人に次ぐ数となっているなど、政令市が中心となりますが、社会福祉法人以外の設置主体による保育所も多数が設置されているという状況です。鎌倉市では、保育の量の確保方策として、ニーズ調査の結果を踏まえ、まずは既存の保育施設の定員増や、現在進んでいる新規設置計画で対応したいと考えており、次々と新たな保育所を建設する予定はありません。しかしながら、新制度における保育所入所の動向を見据えて、現在の計画で保育需要を充足することが出来ず、新たに保育所の設置が必要であると判断した場合においては、法的な背景や、待機児童の状況、他市の状況を踏まえると、今後は、保育所を運営するための経済的基礎、経営者の社会的信望、財政内容の適正性、法人が運営する施設の運営状況などについて慎重に審査を行い、NPO法人に限らず、その他の法人による認可保育所の開設を認めて行かなければならないと考えています。

具体的な運用については、今後、検討する必要があると思っておりますが、過去、児童福祉審議会の答申に準じ、社会福祉法人が設置主体となる保育所の整備を中心に設置を進めてきたいという経過があるものの、認可権者であります神奈川県からは、社会福祉法人以外の参入を認めている状況の中、鎌倉市において社会福祉法人

		に限定することは好ましくないと指導を受けている状況にあり、今後については、多様な設置主体の参入について、市としては認めていきたいと考えております。説明は以上です。
松原委員長	:	保育所の設置については社会福祉法人に限らず、色々な経営主体を認めていきたいという事務局のご提案です。私は平成 12 年の児童福祉審議会に関わっていました。当初は 1 年間の予定でしたが、倍の 2 年間をかけて議論をした結果、色々なご意見が出たことを記憶しています。今日はフラットにご意見をいただいて、無理に結論としてまとめ上げる必要はないと思っています。ご意見をお願いします。
小泉委員	:	資料 5 にあるとおり、会社の割合が 21% になっているという数字を見ると、世の中では、様々な主体が保育所を設置していくという流れになっているということを改めて確認しています。 他市で会社が設置した保育所に行くこともありますが、結局は、地域の人とどう繋がっていくのか、保育士と地域の保護者、子ども達がどう繋がっていくのかということが大切になります。そこで働く人たちの目指し方次第ですが、実際に悪いところばかりだということはないので、設置主体が何であれ、門戸を広げるといことは方向性としては必要だと思います。
富田委員	:	以前の児童福祉審議会では、会社その他組織が参入した時に、採算が合わなかったら撤退するのかなどか、株式会社であれば利益を株主に配当しなければいけないが、社会福祉法人であれば、本来、お金は残らないように運営をされていて、異なる土俵の両者が同じように運営ができるのかという話がありました。個人的な意見ですが、盛んに社会貢献という言葉が叫ばれている中、ある種の利潤の再配分、社会貢献だという隠れ蓑で、税金を払うよりは知名度も上がって良いということで、社会福祉事業を実施しているという例もあると聞いたことがあります。平成 27 年度から制度が変わるということで、行政も予測できなかったことかもしれませんが、時間をかけて検討する必要があると思います。NPO については、津波の後の復興から始まり、風水害と土砂崩れの影響などで建設工事費などが急騰しており、財源に乏しい法人が果たして基準にあう建物が建てられるのかなどか、社会福祉法人も含めて、財政的援助を見直すということも必要だと思います。
大塚委員	:	専門的なことではなく、利用者としての立場で考えた場合ですが、企業内保育園も整備されると、病気になった時にも駆けつけられるし、お母さんたちにとっても良いと思います。その時に、既存の保育園に研修に行くとか、そういう連携も取れば良いと思います。
松原委員長	:	事務局に確認したいのですが、今回の統合新園は公立となりますが、そうすると

		今後の公立保育園の民営化はどうなりますか。
廣川課長	:	現状の民営化計画は一旦終了となります。
松原委員長	:	<p>気になっていた点としては、前回の審議会の結論からの継続性です。公立保育園を民営化する際には、前回の審議会の結論というのは覆らないと思うのですが、あの時は公立保育園をどうするかという議論でした。大塚委員がおっしゃったように、企業内に事業者が保育所を作る場合や新制度でNPO法人が運営する保育所が認可を受けると言った、将来、新しい認可保育所ができる場合については、あの時には制限をしていませんでしたので、それは、ここでご意見を伺って付加していきたいと思います。富田委員は少し慎重に考えた方が良いというご意見で、特にNPOは経営基盤がそれほど強くないので、相当な補助をしなければいけないというご意見でした。</p>
富田委員	:	<p>児童福祉審議会が開催される度に話題として出ているのですが、二階堂、十二所、浄明寺方面には幼稚園や保育園が無いということ、あの方面に住む人は鶴岡幼稚園に行くか材木座保育園に行くしかない状況です。鎌倉女子大学の二階堂学舎の前に建物ができた時には、グラウンドもあるし、保育園の機能を付けた方が良いとお伝えしたのですが、結果としてはお年寄りと青少年の施設となって、そういうものが無い状況です。あちらには保育所が無くて良いのかなと思っており、拠点園が今後どうなっていくか分かりませんが、公立として設置するということも考えられるのではないかと、公立以外でも、民間の保育所に助成をして設置するということも考えていかなくてはなりません。大塚委員から話が出たように、鎌倉市では用地がないですから、企業内の保育園の場合、企業の一角を利用する、例えば横浜国大のキャンパスの端に保育所がありますが、あれは国大が横浜市の子社会福祉法人に運営を委託しています。今までは企業内の保育所はその企業で働く人向けの施設でしたが、来年度から地域の希望があれば入所できるということになっており、国大の例のように発想の転換が必要ではないかと思えます。</p>
松原委員長	:	<p>この時期に事務局がこういう話を出してきたのは、新制度を見据えてNPO法人が希望したとしても、認可保育所への移行が判断できないという直近の課題がある訳ですね。そういう意味では、厚生労働省が新制度を始めると言えば、鎌倉市としてもゆっくりとしている時間も無い状況です。小泉委員がおっしゃったように、私も評判が悪い会社も聞きますし、反対に評判が良い会社というのでも聞きます。どの経営主体を持ってきてもしっかりと保育園を運営するところはするので、正に、どのように子どもの成長を保障し、地域の人と一緒に子どもを育てていけるのかという姿勢に掛かってくる訳ですね。</p>

富田委員	：	チェック機能がしっかりと分かっているれば良いのですが、その辺が心配になります。
松原委員長	：	例えば、鎌倉市として多様な運営主体の参入を担保したとして、その後のチェック機能については考えていますか。
寺山補佐	：	通常、認可保育所は神奈川県が施設の監査を行っています。また、今後、市が給付の確認を行うこととなりますので、年に一度、神奈川県施設の監査とあわせて立ち入りを行っていききたいと思います。
松原委員長	：	苦情受付窓口というのは、どこを想定していますか。
寺山補佐	：	現状、公立保育園においては、神奈川県保育会に委託をしています。民間保育所においては、それぞれの園で第三者委員を設置し、同じ様に神奈川県保育会に委託をしている園もあります。そこは確認事項となりますので、しっかりとその対応ができるか、園の内部はどうなっているのか、ということを確認していききたいと思います。
松原委員長	：	利用者支援の一つの機能として入れるつもりはありませんか。
寺山補佐	：	そこまで具体的に話はできていない状況です。
富田委員	：	市町村に監査権が移管されたのは社会福祉法人の監査だけで、施設の監査は神奈川県が行いますが、企業が参入した時に、市では企業本体の監査はできないのではないのでしょうか。やる以上は、社会福祉法人と同じような、平等性に欠けない監査が必要なのでは無いかと思っていますが、その辺は踏み込むのは難しいのではないかと心配しています。
松原委員長	：	<p>多様な主体を認めるとしても、チェック機能が重要だというご意見ですね。定期的なチェックはできないとしたら、利用者側の苦情とか不満を受け止めて、それに基づいて調査できるようなシステムを作っておかないと、実質的なチェック機能は働かないですね。子どもを預けている以上、直接、保育園に言いづらいというところはあると思いますので、新たな制度のスタートをきっかけに、第三者や行政がそういうものを受け止めるシステムを考えても良いと思います。これは別に株式会社だけをターゲットにする訳ではなくて、全設置主体がターゲットになるものですね。他にご意見は如何でしょうか。</p> <p>それでは、この内容は答申書には入らないということですので、新制度実施に向けて設置主体について議論したということで、報告書という形態にします。新制度が始まればNPOの参入は認めなくては行けない、それに伴って多様な設置主体の参入の議論をした結果、このような意見が出ました、ということで報告書としてまとめさせていただいて、その原案は審議会にかける時間は無いので、個別に確認してい</p>

		ただくということが良いですか。
廣川課長	:	はい。直接お伺いするか、又は、メールなどでご意見を伺って、最終的には委員長にまとめて頂ければと思います。
松原委員長	:	審議会として、こういう意見にまとまりましたということでは無く、基本的には、出た意見を並べるということですから、発言が記述に反映されているかということの確認をお願いします。
富田委員	:	民間保育所の増改築の補助金として、市単独の補助金も検討するようにお願いします。委員長に質問なのですが、社会福祉法人が事業を廃止した場合には、その財産は国庫に帰属しますが、企業が事業を開始する場合、国から補助を受けられるのかということと、もし受けられたとしたら、事業を廃止した場合、その財産は国庫に帰属するかということをはっきりしているのでしょうか。
松原委員長	:	新制度では、ランニングコストについては、親に出るという風に整理されており、施設は代理受領ということになりますので、そこは帰属をしない、国庫に戻す必要はないものです。創設経費については、自社の土地ということであれば、それは自分の財産ということになります。建物も同様です。
富田委員	:	国庫補助を受けた場合はどうなのでしょう。社会福祉法人は非常にしびりが厳しいですが、会社の場合は、どのようになっているのでしょうか。
松原委員長	:	創設経費の補助を受けた場合はどうなのでしょう。事務局に情報はありますか。
廣川課長	:	現状、施設整備の補助金は安心こども交付金に限りませんが、社会福祉法人と学校法人のみが認められていますので、株式会社、NPOについては資格がありません。横浜市や東京都で独自に補助メニューがあるという話は聞いていますが、詳細は把握ができていません。
進藤部長	:	横浜市などは独自の補助金がある場合でも、補助金の適正化に関する法律がありますので、償却期間内で撤退する場合については、補助金を一部返還することになると思います。
富田委員	:	社会福祉法人の場合は、全て国庫に帰属するとされています。幸いに鎌倉市では撤退したところはありませんが、国の方針がどうなるかも分からない中で、今後、少子化が進むと撤退するところもあるかもしれないので、取り扱いはしっかりと整理する必要があると思います。
松原委員長	:	神奈川県下では閉鎖した認可保育所があったと記憶していますが、要するにどのような設置主体であれ、平等に扱うべきというご意見ですね。そのことも記載するようにお願いします。

	<p>それでは、全体を通じてご意見をいただく前に、統合新園の進捗状況について事務局から報告をいただきたいと思います。</p>
<p>正木係長</p>	<p>： 本審議会でご意見をいただきました、(仮称) 由比ガ浜こどもセンターと呼んでいる統合新園の進捗状況についてのご報告です。まず、既存建物の解体についてです。先程もお話がありましたが、第二回の児童福祉審議会で見学いただいた際には昔の建物が残っていましたが、現在、手続きを進めており、平成 26 年 12 月 2 日に入札を実施し、解体工事を行う事業者を決定する予定です。隣接する市有地にある建物も同時に解体するため、工期は若干長くなるのですが、平成 27 年 4 月末を目途に解体が完了する見込みです。次に、設計についてです。こちらは、現在、入札に向けた手続きを進めており、今年中には設計を行う事業者を決定する予定です。この入札に先立ち、こどもみらい部として、どのような施設を建設したいかということを考え、基本計画書を作成しています。お配りしている資料 6 の(仮称) 由比ガ浜こどもセンター基本計画書(案)をご覧ください。全体の構成として、1 番目に基本理念、2 番目に施設コンセプト、3 番目に導入施設、4 番目に施設計画となっています。1 番の基本理念については、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した鎌倉市次世代育成きらきらプランの基本理念を引用しています。この基本理念については、現在、策定している(仮称) 鎌倉市子ども・子育て支援事業計画でも引き継がれる予定です。2 番の施設コンセプトについてです。</p> <p>直接的な表現ではありませんが、皆様からいただいたアイデア、ご意見などを踏まえて、5 つのコンセプトを考えていますので、内容を報告させていただきます。一つ目が、安全・安心の提供です。こども関連施設として、安全性、防犯性は当然ながら、津波避難ビルとしての機能など、防災性も高い施設として考えています。審議会の中でご指摘があったように、分かりやすく効率的な施設配置も意識しています。二つ目が、子育て支援の充実です。説明のとおり、障害児放課後余暇施設、子育て支援センターとの複合施設とし、保育園では、一時保育事業を開始する予定です。施設内に設置するかどうかは分かりませんが、子ども・子育て支援新制度の開始に向けて、相談窓口の整備も進めていきます。三つ目が、情報発信・地域とのつながりの形成です。鎌倉市全体の保育の質を向上させるため、研修を行う体制を整備します。子育て支援センターや自主保育団体とも連携をとりながら、地域とともに発展していくような施設としていきたいと考えています。四つ目が、景観・環境への配慮です。緑にかこまれた現在の環境を大切にしていきたいと思います。設備の面でも、日々の運営の中でも、省エネ・省資源に配慮していきます。五つ目が、健全経営です。建設コスト・維持管理コストについては、できるかぎりの低減に努</p>

	<p>めていきたいと思います。以上が、施設建設にあたっての5つのコンセプトです。</p> <p>3番目の導入施設以下については、主としてハード面の希望が記載されていますので、この場での説明は省略させていただきたいと思いますが、委員からもご指摘があったように、十分な駐車場・駐輪場を確保することや、園児の声への配慮など、周辺環境への配慮は十分に検討していきます。また、園児に不利益とならないような導線やプライベートスペースの確保は十分に考えていきます。</p> <p>今後、約1年かけて設計を行いますので、工事着手は平成27年度末、竣工は平成28年度中を目指して進めていきます。以上が、統合新園に関する報告となります。</p>
松原委員長	： 有難う御座いました。この地域は地域住民の避難場所はどこになりますか？
正木係長	： 御成中学校になります。
松原委員長	： 統合新園は一時避難場所、中長期の避難場所は御成中学校ですね。場合によっては、大人の人も逃げてくると思うので、一時避難場所として必要な備蓄があれば良いと思います。
廣川課長	： 付近の町内会から備蓄について、スペースを確保して欲しいという申し出もあります。ここについても設計の中で考えていきたいと思っています。
富田委員	： 御成中学校へのルートはどこになりますか。
廣川課長	： 鎌倉彫の寸松堂の交差点を福祉センター方面に向かうことになります。
富田委員	： この付近は長谷寺よりも御成中学校の方が近いですか。
廣川課長	： 町内会としては長谷東町町内会となるのですが、範囲が広がりますので、場所によっては長谷寺に避難する方もいると思います。
富田委員	： 建物の計画はこれからとなりますが、津波が来た場合は2階以上に避難するということでしょうか。1階部分はどうなるのでしょうか。
廣川課長	： 1.2メートル程度の津波が到来する可能性があると言われていいますので、津波の状況によっては1階部分には到達すると思います。1階部分に到達する場合、2階にも何らかの影響があると思いますので、実際には3階および屋上への避難を想定しています。
小泉委員	： テレビで放送されていたのですが、ある区で小規模の保育所を開設したところ、近隣から苦情があり、防音壁の設置、外に出る時間を決める、お約束をして外に出るという活動をしている場所がありました。あの場所でも環境の変化で色々なお話があると思いますが、折角の拠点園ですので市をあげてサポートしていただければと思います。また、小さい畑でも良いので、地域の人と一緒に作物を育てるなど、給食で折々の季節を楽しめるような工夫があれば良いと思います。

富田委員	：	0、1歳はどこで保育をしますか。寝ている時には静かなのですが、寝起きで急に泣き出すなど、近隣への影響が気になります。そのため、二重ガラスにするといったことなどの対応を検討していただきたいのですが、防音ガラスは価格が高かったりもするので、その辺りも留意して決めて下さい。
大塚委員	：	大船保育園では、以前は大船中学校に畑を借りていたのですが、建て替えが始まって、その畑を利用できなくなってしまいました。今は園内の小さな畑と、お米の袋などを利用して大根、発砲スチロールの箱でブロッコリーやオクラを栽培するなど、先生たちの工夫で、色々な作物を栽培しているところもあるので、そういった工夫も大切だと思います。貸してくれるところはなかなか無いですよ。
富田委員	：	小さい畑であれば職員で管理できるのですが、大きな畑となると、管理する人が必要になりますが、年間のカリキュラムがあるため、作物の成長にあわせて、ある日突然、芋ほりをやってくれと言われても先生も困ることもありますね。いずれにせよ食育の一環として、一から食物を育てることは、場所も手伝ってくれる人の確保も大変になります。
大塚委員	：	そういった活動を通して、地域の方との関わりを持つことも重要ですね。
富田委員	：	あの場所は液状化の影響はどうか。
正木係長	：	これから地質調査を行いますので、適切に対応していきたいと思います。
松原委員長	：	有難う御座いました。次回日程確認をしてから、皆様から感想を伺いたいと思います。
廣川課長	：	本日の審議会を踏まえて答申書を修正し、市長に答申書を提出していただきたいと思います。市長のスケジュールで大変恐縮なのですが、日程としては、12月26日、金曜日の16時から30分程度で予定しています。市長の予定次第では、30分程度、時間が前後する可能性がありますので、事務局からあらためてご案内をさせていただきます。今回の児童福祉審議会の任期は2年ということでお願いをしておりますが、次回、答申書を提出することで一旦は終了となります。本当に有難う御座いました。
松原委員長	：	それでは、この4回を通じてのご意見を伺いたいと思います。
大塚委員	：	色々なことが分かって勉強になりました。有難う御座いました。保育園は床が堅かったりするので、新園では一部が柔らかいなど、色々検討していただければと思います。
富田委員	：	鎌倉市の児童福祉審議会は大変長い歴史があります。諮問がない場合でも、研究活動をやっていた時代もありましたので、そういった活動も検討いただければと思います。

小泉委員	：	鎌倉市の審議会に関わらせていただいて大変光栄だと思っています。複合施設も今後広がっていく可能性もありますし、地域には必要にされていると思いますので、新しいアイデアが出てくれば良いなと思います。
松原委員長	：	最後は人だと思っています。採用から始まると思うのですが、公私を問わず、その辺の仕組み作りをしっかりと市で考えて欲しいと思います。 それでは進行を事務局にお返しします。
廣川課長	：	有難う御座います。こどもみらい部長の進藤から御挨拶をさせていただきます。
進藤部長	：	鎌倉地域の民営化を進めるにあたって、東日本大震災以降の津波の影響や公立保育園のあり方の見直しが課題となりましたので、急きょ児童福祉審議会を開催しました。このタイトなスケジュールで答申書をまとめることができたのは、皆様のおかげです。これからも様々な課題も出てくると思います。その時はまたお声掛けをすることもあると思います。これからも鎌倉市の児童福祉審議会を盛り立てていただけるようお願いをして、私からの挨拶とさせていただきます。どうも有難う御座いました。
廣川課長	：	それでは、これで終了とさせていただきます。

以上